

利用者負担額の見直しについて

1 令和3年度第2回審議会に提出した見直し案のポイント

- ・国第3階層～第4階層における利用者負担額の低減
- ・各国階層内における市階層の統合
- ・各国階層内の国基準額負担割合の平準化
- ・世帯数の集中している最高階層の見直し

2 見直し案を踏まえた、令和3年度第2回審議会でのご意見

(1) 利用者負担

- ・所得の中間層となっている、国第5階層から第6階層にあたる人数が、新しい市階層において同程度になるようにする。
- ・一気に引き上げるのではなく、段階的な引き上げとする。
- ・収入が不安定な方、少ない方に配慮し、国第4階層にあたる階層までは引き下げも検討したうえで、所得の最上位階層についてはさらなる上の階層も設ける。
- ・利用者負担額が多少の所得の増減があった場合でも安定的となるよう、階層を少なくする。

➡第②案が望ましい。

(2) 延長保育料

- ・子ども・保護者・園それぞれのためにも、延長保育利用の短時間化が求められる。
- ・延長保育料の区分を30分単位に細分化する。
- ・見直し幅は利用者負担の見直しと同程度とする

➡改定案②が望ましい。

3 令和3年度決算状況

(1) 人口に占める認可保育施設利用者数

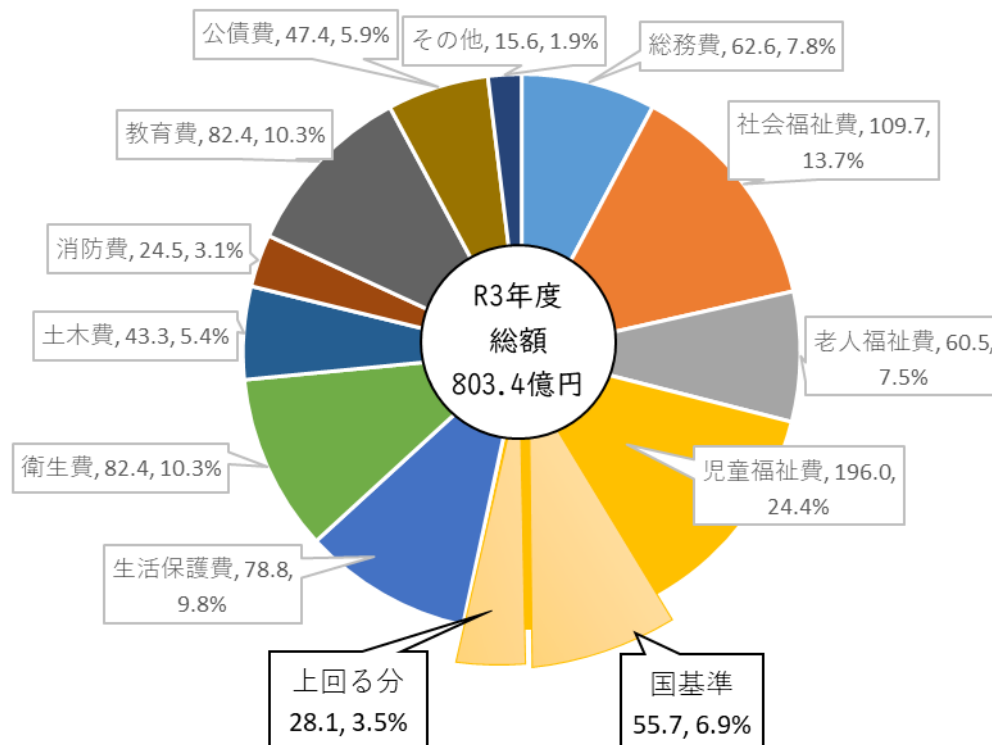
令和3年度末 R4.3.31	全体	児童	年間平均在籍 園児数	年間平均在籍 2歳以下園児数
人口	205,726	30,236	4,226	1,872
比率		14.7%	2.1%	0.9%

(2) 市全体の決算額に占める認可保育施設運営に係る経費（国基準・国基準を上回る分）

令和3年度普通会計決算額は803.4億円と、新型コロナウイルス感染症に係る各種対応策の実施などにより例年よりも決算額は多い状況（コロナ前 平成27年度～令和元年度の5か年度の平均決算総額716.6億円）であったが、認可保育施設運営に係る経費は83.8億円・10.4%（国基準55.7億円・6.9%、上回る分28.1億円・6.9%）と、依然として市全体の決算額において高い割合を占めている。

令和3年度普通会計決算目的別内訳

(単位：億円)



(3) 認可保育施設の国基準割合の負担割合について

【国基準の運営費】 55.7億円・・・4,226人(年間平均在籍数) 1人当たり1,318千円

54.1%	45.9%			
保育料	市負担分	国	都	市
5.1億円	4.4億円	17.2億円	7.0億円	22.0億円
9.2%	7.8%	30.9%	12.5%	39.5%

現在の公費負担 90.8% 1人当たり1,197千円/年 → 100千円/月

国が定める利用者負担額(保育料)を適用した場合の利用者負担割合 17.0%

【0歳から2歳の国基準の運営費】 38.1億円・・・1,872人(年間平均在籍数) 1人当たり2,033千円

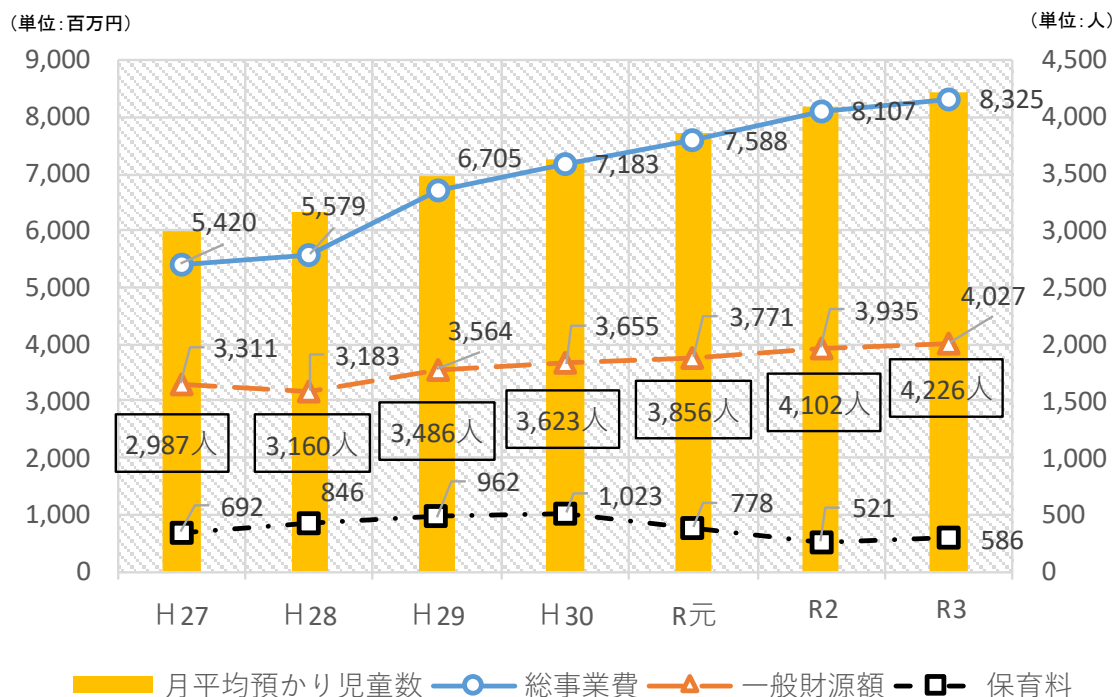
54.1%	45.9%			
保育料	市負担分	国	都	市
5.1億円	4.4億円	12.1億円	4.4億円	12.0億円
13.5%	11.4%	31.5%	11.7%	31.6%

現在の公費負担 86.5% 1人当たり1,787千円 → 147千円/月

※部分 1人当たり233千円/年 → 19千円/月

国が定める利用者負担額(保育料)を適用した場合の利用者負担割合 24.9%

(4) 認可保育施設の運営経費の推移



4 利用者負担額への新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済状況の反映

利用者負担については、第2案をベースとして、令和4年度の市民税の課税状況、利用者負担の実績等を勘案して作成する。

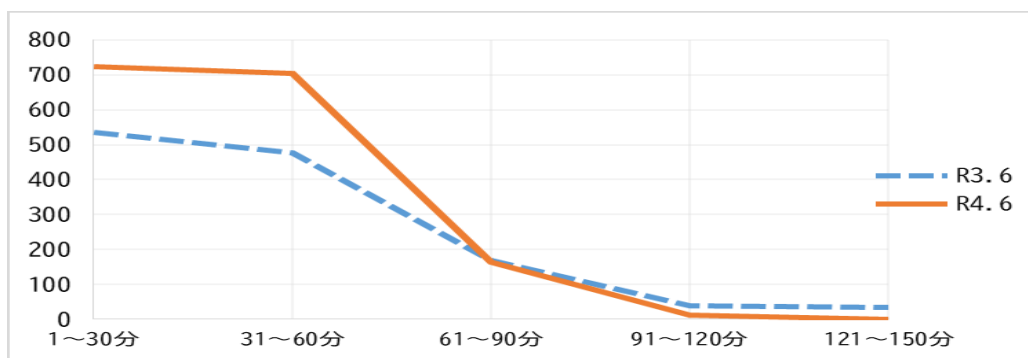
(1) 構成比の比較



- ・ 中央値は D8 階層で変化はない。
- ・ 最多人数は D9 階層から D7 階層に移動している。
- ・ D5 階層から D7 階層及び D10 階層が増加、D9 階層及び D11 階層から D13 階層が減少し、他の階層はほぼ横ばいである。

(2) 延長保育の利用状況

公設公営保育園 10 園の実績

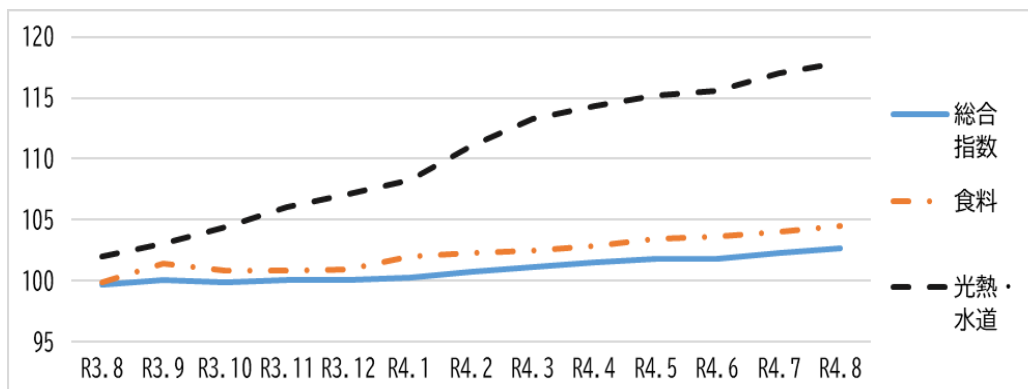


- ・延長保育全体の利用数が増加している（コロナ禍で減少➡一定の回復）。
- ・最多人数は1～30分の利用で変化はない。
- ・1～30分、31～60分の利用人数が増加する一方、61分を超える利用人数はほぼ横ばいである。

(3) その他の課題

- ・原油価格の上昇や急激な円安等に伴い、物価高騰が進行している。
- ・本市においても個人・世帯等に対して物価高騰等対応支援事業を実施している。

消費者物価指数の推移



5 その他の保育事業に係る利用料金の見直し

利用者負担額及び延長保育料の見直しに合わせ、類似事業である一時保育事業、緊急一時保育事業、年末保育事業に係る利用料金も検討する。

●見直しの方向性

- ・基本料金の改定率は、利用者負担額の改定率を基本とする。
- ・延長保育に該当する部分は、延長保育料の見直し内容（単位時間及び金額）と同一の考え方を基本とする。